

平成23年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成23年6月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 淺 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
13番 鯨 井 眞佐子
14番 加 藤 弘
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市 長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美
市民部参事（事）国保年金課長		石 毛 勝
経 済 環 境 部 長		中 村 治 幸
建設部参事（事）道路河川課長		勝 股 利 夫

+

教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介護保険課長	宮 崎 充
都市計画課長	山 本 伸 夫
都市整備課長	金 崎 正 人
下水道課長	藏 村 隆 雄
水道課長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事（事）総務課長	小 出 聰 一
厚生課長	石 川 良 道
農政課長	加 瀬 芳 之
庶務課長	勝 又 寿 雄
会計課主査	和 田 暢 祥

.....

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成23年6月9日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案第2号から議案第15号
 請願第23-2号、請願第23-3号
 質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

+

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第2号から議案第15号及び請願第23-2号、請願第23-3号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とします。

また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いします。

最初に、小高良則議員の質疑を許します。

○小高良則君

おはようございます。それでは、議案第15号、平成23年度八街市一般会計補正予算中、歳出7款1目都市計画総務費、榎戸駅整備事業についてお伺いいたします。

お聞きしたところ、ＪＲとの話が東口開設に向かいまして、若干進んできたということを目にしております。八街市民にとりまして、まして榎戸を利用している乗客、市民におきまして、東口開設は大変切望されているところで、誠和会の議員の中でも、折を見て重ねて質問、お願いをしているところでございます。それが、今回、補正予算で726万6千円の土木費、榎戸駅整備事業費が補正予算として組み込まれました。その内容をお聞きしたいということで、どのような内容なのか、詳細にお伺いしたいと思います。

また、いわゆるＪＲ設計部分と、多分、市の設計部分とに分かれていると思うんですが、土地の方、用地の方はどうなっているのか、重ねてお伺いしたいと思います。

○都市整備課長（金崎正人君）

今回、補正で上げさせていただきました726万円の詳細ということで、ご質問かと思いますが、今回はＪＲと協議が進みまして、議員の質問にありましたように、東口の開設ということで、基本的な内容を詰めるというようなことで、委託をさせていただいております。

この内容につきましては、まず、位置がどの位置になるか。それと、議員の質問にありましたように、市側の部分、市の私設部分につきましても、今後その内容について詳細な調査なりをしていかなければいけないということを踏まえて、ＪＲと協議をするための基礎的な資料。まず、一番先には、先ほど言いましたように位置、それとどういう形状にするのか。また、現在ある都市計画道路等がございますが、そちらの方との関係も踏まえて、どの位置にするのがよろしいのかということの基本的なＪＲとの協議をしながら、また、協議をするための資料作りというような形で、基本計画ということで計上させていただいているところでございます。

先ほど、もう1点、用地ということの質問でございましたが、その位置の決定にあたっては、ある部分では用地を加味した中で位置を選定、また、具体的に、その位置が決まってくるようであれば、当然、地権者様の意向等を踏まえた中でその位置の決定をしていかなければ実現性がないというような形になってしまいますので、そういう部分を踏まえて、位置がある程度決定した段階で、その段階で地権者の用地も含めて、周りの権利者に意向等を確認しながら、位置の決定、それと用地を決定していきたいということで考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。先般の一般質問で、県道の歩道橋、実住小学校前の歩道橋が、かなり年数がたっていてというような心配の質問がありましたが、榎戸駅の跨線橋も、かなり年数がたっていて、あのまま使用するのはいかがかなということが、私の中では心配されるところです。橋上化になるのか、また、改札が2つになるのか、それらも同時に検討されると思うわけですが、どのような意見を反映させて進捗していくのか、考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○都市整備課長（金崎正人君）

先ほど、位置の決定ということで、お話をさせていただいたかと思いますが、その位置にあたっては、議員のご質問のように、榎戸のホームの中には跨線橋がございます。JRの方の考え方としても、その跨線橋を利用するというような考え方もございますし、それを含めまして、位置の決定をしていかなければいけない。当然、その決定にあたっては、事業費等も含まれた中で決定していくと。ただ、現在ある跨線橋につきましては、旧基準といいますか、クリアランス、結局、高さですね。線路からの跨線橋の高さ、そういう部分が旧といいますか、古いクリアランス数値での設計がされておるということで聞いておりますので、新しく、ある程度、跨線橋の形状を考えていく中では、現在の跨線橋を使うということではない場合等も踏まえて、いろいろなパターンを検討しながらJRの方と協議をしていきたいということで考えておりますので、先ほど来、お話をしていますように、位置の決定は、それは当然、跨線橋の利用等も踏まえて決定をしていくという形になろうかと思っております。

○小高良則君

以上です。ありがとうございます。

○議長（古川宏史君）

以上で、小高良則議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は付議案の13ページ、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度一般会計補正予算について、お尋ねをいたします。

処分後の経過でございますけれども、議案の説明資料によりますと、東日本大震災等に関わる被災者支援策として、当該被災者等が本市内に住宅を借り受ける場合に、その家賃の一部に対して補助を行うために、予算の増額の必要があったと、ということで、5月19日

に専決処分をなされています。

制度の概略と発足後の利用状況というか、その辺をお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（山本伸夫君）

制度につきましては、一応、6カ月間で月2分の1か2万円、どちらか低い方の額を補助するということで、件数については、現在、3件申請書を持っていっているところです。以上です。

○桜田秀雄君

制度の周知方法についてお尋ねをしたいんですが、未曾有の大災害、あるいは原発事故ということで、被災者の皆さん、ほとんど着の身着のまま、こういう形で避難をされている。こういう方が多いと思うんですけども、この制度をいかに避難者の皆さんに周知をさせるか。きめ細かな配慮が、そうした意味では必要ではないかと。このように思うんですね。

行政の各種制度がございますけれども、こういう制度を利用する場合は、申請主義、これが大前提になろうかと思っておりますけれども、津波被害者にしろ、原発事故にしろ、体一つで避難をされている方が多いと思っておりますので、そうしたことを考えますと、広報紙やホームページで、その制度を周知させるというだけではなくて、もし、避難されている方が把握できるのであれば、こちらから個々面接するなりして、対応するのも必要ではないかと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（山本伸夫君）

ホームページと広報で載せておりますけれども、こちらで名簿で把握されている方々については、ダイレクトで通知を差し上げて案内をさせていただきます。

○桜田秀雄君

ぜひとも、そうした、きめ細かな対応をお願いしたいをしたいと、このように考えております。

次に、付議案の15ページ、八街市総合計画審議会条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

審議会委員の選任条件といたしまして、お聞きをするわけがございますけれども、執行機関の附属機関である審議会等への市議会議員の参加については、これは平成12年だったと思っておりますけれども、四街道市がきっかけとなりまして、参加を取りやめると、この千葉県においては、そんな動きがございました。八街市でも、ようやく、これを見直していこう、こういうことを決めたわけがございます。

総合計画の委員は、現在、15人以内、このようになっておりますけれども、今度の提案では、委員15人以内をもって改正すると、このようになっておりますけれども、私たち素人から見ると内容は同じかなと思うんですが、この辺の改正の理由は何でしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

字句の問題かというふうに理解してよろしいでしょうか。特にそれはございません。字句を整理させていただいたということで、理解をしていただければというふうに思います。

○桜田秀雄君

わかりました。審議会の構成は、この条例を見ますと、1が議会議員、2が教育委員会の委員、3が農業委員会の委員、4が公共的団体等の役員、5が知識経験者を有する者、このような皆さんで構成をされている、このようにお伺いをいたしております。これは、前回の総合計画の委員、これは議員は何名だったのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

前回、第2次基本計画の原案について審議をしてもらうということで、21年11月12日に委嘱をしておりますが、その際には、市議会議員4名ということでございます。

○桜田秀雄君

市長の諮問に基づきまして、街の総合的な計画を練ると。そうした意味では、大変重要な役割を担っていただけてもらうわけでございますけれども、専門的な知識を持った市民、例えば、本議員の人数分を市民に割り振ると、そういう方向性のようでございますけれども、総合計画には、今述べた5項目を含め、例えば土地の有効利用、こういうことを考えれば、そうした土地に詳しい知識人というか、例えば不動産業とか、宅地建物取引主任とか、こうした資格を持った有識者。あるいは、防災問題等を考えれば、防災士、八街市には今5人ほどいますけれども、そうした専門的な知識を持った人、こういうことで充実がされると思いますので、これは質問ではございませんけれども、ぜひ、その辺も入れて考えていただきたい、そのように思いまして、質疑を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第15号、平成23年度八街市一般会計補正予算について、予算書の9ページで質問をいたします。

まず初めに、東小学校の災害復旧事業費についてなんですけれども、この内容は高置水槽の補修、修繕工事なんです。東小学校は耐震改修が必要な学校なんですけれども、この高置水槽も改修しなければならない対象だったのか。そうであるならば、ほかの学校の状況についてはどうなのか、お伺いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

今回の高置水槽の改修工事につきましては、耐震化とは、また、別の問題でございます。耐震工事といいますのは、構造上の問題でございますので、これとは全く別でございます。ただ、今回の震災に伴いまして、高置水槽が破損したわけでございますけれども、補修が困難だということで、これを交換するというものでございます。

ほかのところにつきましては、耐震診断の結果、小学校4校が、まだ、耐震補強が必要だということで改修が未改修でございますけれども、今回の震災に伴いまして、何力所か、被害を受けたところがありますけれども、それは耐震化の構造上の問題ではございません。

○京増藤江君

これは、耐震改修も、もちろん必要なんですけれども、ほかの備品についても、これは必要だということがあらわれていると思うんですね。それで、今、4校の改修が必要だということだったんですけれども、水槽も大変な重要な問題だと思うんですけれども、ほかの学校の改修、これは順番待ちというのではなくて、もう早急にしなければ、もしかしたら大変なことになるかもしれないということで、これは最優先に各学校の改修をしていく必要があると思うんですけれども、これについては、どうお考えでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほどお答えしたとおり、小学校4校が改修が必要というように診断結果が出されております。そのうち、I s 値が0.3未満と一番危険度が高いとされる朝陽小学校につきましては、ご存じのとおり平成23年度から26年度の4カ年をかけまして、プレハブ校舎の改修も含めた形の大規模な改築工事を予定しております。そのほか、3校につきましても、早期に改修をしたいという考えはございますけれども、何分、朝陽小学校は大規模な工事ということで、財政負担も大きいものでございますので、その辺を踏まえた形で、まずは朝陽小学校を終了させて、その後、計画的に改修してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

これは、朝陽小学校も何年もかかって、ようやく改築ということになったんですけれども、たまたま、今回は八街市はあまり被害がなかったと。それにつけても、公民館の被害もあったと。ですから、いつ地震が、例えば震度6の地震が起きたとき、1回で済んだ場合には大丈夫であっても、2回、3回とあった場合には、大変なことになるかもしれない。今、子どもたちの数が多いというようなことも、おっしゃったんですけれども、だからこそ、早急に改修をしていかないと、いざ、1校でも被害を受けたならばその子たちの学習権をどう保障するのかという大問題になると思うんですよ。ですから、私は、これはしっかりと早急に、朝陽小学校と並行で進めていくぐらいの、私は覚悟が必要と思います。お金がないというならば、これは第三雨水幹線事業も凍結ということもあり得ると思うんですよ。この3校の改修には、4億円かかるということもお聞きしておりますけれども、この4億円をかけて子どもたちの命、また、地域の皆さんの避難場所になっている学校をしっかりと守っていく。これが一番大事なことだと思いますので、これは、これ以上の答えはもらえないわけですから、これを強くお願いしておきたいと思います。

次に、中央公民館災害復旧事業費なんですけれども、これは本当に驚きといいますか、公民館の天井が落ちるなど、市民は誰も思っていなかったと思います。実は、私たち四区も含めまして、震災、地震などの防災の講習会を公民館でやっていくという計画があったんですけれども、急遽中止になりました。これが、そういういろいろな行事がないときに、わかったということでは、本当に不幸中の幸いなんですけれども、こういう公共の場所、しかも公民館は文化活動の拠点でございますから、どう改修していくのか。

また、先ほども耐震改修は建物の診断ということで、建物が壊れないか、壊れるのかとい

うような診断というわけなんですけれども、この中身などの、そういう診断は今まであまりなかったと思うんですけれども、公民館の全体の安全面、これについて、どうされるのか、お伺いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

確認させていただきますけれども、工事の内容と耐震診断の状況ということでよろしいですか。よくわからないので、もう一度、お願いします。

○京増藤江君

この改修については、天井を安全にするという工事だと思います。しかし、公民館全体の安全性はどうなのか。診断では、診断はしたということなんですけれども、中身、天井についての安全性は、今まで調べていなかったと思うんですね。だからこそ、そういう落下があったということだと思うんです。ですから、診断で例えば外側は倒れるか、倒れないかについては安全かもしれませんけれども、備品など、また、ほかのお部屋の安全対策はどうなっているのか。また、どう対応しようとしているのか、伺いたいんです。

○教育次長（長谷川淳一君）

まず、耐震診断につきましては、先ほど京増議員がおっしゃったとおり、構造上の問題の診断でございますので、建物が倒壊するか、しないかの判断でございますので、今回の天井の落下につきましては、そこまでの診断には入っておりません。天井の落下の調査については入っておりませんので、それらにつきましては、別途、日頃の安全点検等で確認していかざるを得ないというふうに考えております。

今回、天井の改修につきましては、天井裏の鉄骨、これを全部交換いたしまして、耐震性を確保した形で、天井ボードを張り替えるという工事の内容でございます。

また、ちなみに中央公民館の耐震診断は昨年行っております。行った結果につきましては、ステージ奥の柱の部分が一部、耐震構造上、I s 値が不足しているというような結果が出ておりますので、それにつきましても、なるべく早く耐震化の工事を行っていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

私、市長にお聞きしたいんですけれども、今回はたまたま、八街市の場合是一般の被害は他市町村に比べて低かったと。被害は割と少なかったと。しかし、公民館でも大変大きな被害があったと。これは、今までも、こういう天井が落下するかどうか市役所でもわからなかったというぐらい、本当に安全対策が後手に回っていると思うんですね。それで、これは公のところは、早急に安全にしていく必要があると。今も答弁では、公民館の柱も改修しなければいけないということだったんですけれども、徐々にしていくではなくて、もう改修が必要な公共の場所をしっかりと補修をしていく。これが、必要だと思うんですね。その割には、本当に今回のこの補正予算、全く足りない。全体の安全をどうするのかという予算になっていないということでは、私は大変不備があると思うんです。市長、市民の安全を守るために、この公共の施設の改修を急いでいくのか。その決心をお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほど、教育委員会の方からもお話がございましたとおり、まずは、子どもたちの安全・安心ということで、まずは朝陽小学校の改築に向けて、今、取り組んでいるところでございます。あと、残りの3校の小学校の耐震につきましては、順次、計画に沿ってやってまいりたいと思っております。

○京増藤江君

その順次というのが、1年、2年、3年で、それでいいのかということなんですよ。いつ地震が起きるかというのは、わからないわけです。ですから、市長、お金はかかります、確かに。しかし、第三雨水幹線事業、こういうことも、お金を出せるんですから、市民の安全第一に、私は考えていただきたいと思います。といいますのは、私も先日もお話をしたかと思うんですけども、長野の方で震度6の地震が3回あったそうです。1回目では家が倒れなかったと。1回目で倒れなかった家が2回目で倒れた。3回目の揺れで倒れたと、こういうことがあるわけですね。ですから、私はこれは猶予ならないと思いますので、ぜひ、予算を付けて早期な改修をお願いしたいということを強く要望しまして、質問を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

それでは、議案第3号から質問をしていきたいと思います。

これは、歳入歳出予算の補正について何うわけですが、一般会計からの繰り入れをするということですが、これはやはり八街市は国民健康保険で、一般会計の繰り入れをやめてしまったと。そういうところから来ているのではないかなというふうに思いますし、去年も専決処分をされたわけです。この金額は1億6千513万7千円ということで、やはり毎年毎年、これは一般会計からの繰り入れをやっているわけですよ。ですから、そのために事前に、そういう一般会計の繰り入れをして、それで保険税を引き下げて、それでやはり払いやすいような国保税にしてくださいよという、そういった提案を何回も何回も我々はやってきたわけであります。答弁は各階層ごとにシミュレーションしまして、検討を進めているところでございますという具合に言っているんですよ。ところが、1年たっても、こういう状況のもとで、全く一般会計から繰り入れもしないということでやってきているわけですよ。専決で3月31日に期限切れになって、一般財源から繰り入れをやっていくと、こういう処分の仕方をしている。今回も3千万円という金額ですよ。専決にした理由については、後で言いますが、やはり絶対的に医療費の高騰というのは、上がってきているわけです。医療費の高騰を抑えるためには、どうしたらいいのかということで、国保の問題でも言いました。健康を増進させる、感じさせる、そういったことを含めて医療費の上限を抑えていくんだ、効果があるんだということも、ちゃんと言っております。毎回言っております。こういうことをやはり放置したまま置けば、毎年毎年、こういうことになってくるんですよ。で

十

すから、当局も頭を入れ替えて、本当に横の連携を持って、そういう医療費を抑えていくということが、私は大変重要になってくるというふうに思うんですよ。

そこで、今回、歳入歳出予算の補正をした理由について、詳しく説明をしてください。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。ただいまの右山議員の質問の中にもございましたが、3月の本会議におきまして、22年度の歳入歳出の補正予算を議決をいただいて、執行をするということで、3月17日に最終的に議決をいただいたところでございますが、これは毎年、国保につきましては、最終的な段階が非常に切羽詰まらないうと額が出てこないという実態がございます。これは、他市町村でも同じ状況でございますが、具体的に申し上げますと、医療費等につきましては、10月診療分、そこまでの算出をいたしまして、それから、ここ数年の伸び等を踏まえまして、変更の交付申請で歳入を予算化してございます。最終的に国の交付決定額というのが、22年度につきましては、3月29日に最終的な確定額が出てきてございます。29日に確定を受けました額で、歳入歳出のバランスをとってみますと、今回のように3千200万円、歳入が落ち込んだ分が不足してしまうということで、特に21年度につきましては、それがかなり多うございまして、1億6千万円ほどの繰上充用をしたということで、今回につきましても、その3千200万円が最終的には決算上、赤字になってしまうということで、財政当局と協議をいたしました。その段階で、やむなく29日決定でございしますので、年度内、31日に一般会計からの繰り入れをいただいて、補てんをします。22年度につきましては、赤字を解消するというところで、今回の提案をさせていただいたところでございますが、これにつきましても、右山議員がおっしゃるように、毎回ご答弁を差し上げているように、保険料を下げる手だてとしての一般会計からの繰り入れとは、また、ちょっと内容が違うというように、私どもは理解してございまして、基本的に国からの3千200万円の不足がなければ、今年度は特に最終的な補正をしない。3月の補正で歳入歳出のバランスがとれたということでございます。

通常の右山議員等のご質問を常にいただいております、保険税を下げる、税率を下げるために一般会計から繰り入れるということについては、現状の段階におきましては、シミュレーションをしているというのは、保険税率を財政状況を見ながら、どういうふうに組み替えていくかということでございまして、一般会計からの歳入を見込んだ組み替えをするということでは、私どもはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○右山正美君

国庫支出金が医療給付費負担金部分が、3千200万円ということでカットされて、その部分を一般会計から出さなければいけなかったということになってきたわけでしょう。だから、もともとは、一般会計から入ることなんですよ。国庫支出金以外の財政というのはあるんですか。一般会計でしょう、やはりそれは。

ですから、全体的に部分支出ということで、違うとか、なんとかおっしゃいましたけれども、でも、それはやはり、もとは一般会計ですから、全体的にトータル的にやはり考えてい

かなきゃいけないと思うんですよ、それは。保険料も含めて、保険税も含めて。ですから、こういう形で、ずっとなっていくんだろうというふうに思います。

その専決処分の理由も言いましたけれども、私は専決処分のあり方について、私は二通りあると思うんです。1つは、この3月31日決算ですね、専決されたわけですね。やはり議会が2月18日に始まっているんですよ。3月17日に終わっていると。もし、そういうことで、私から見れば、あまりにも議会が早過ぎて、そういったもろもろのことに対応できないという部分が1つ。

もう一つは、今回、東日本大震災があつて、そして23日は議員有志が被災地に行っている復旧作業をやって、その後ですよ。ですから、私は、その災害復旧とか、災害に対する問題で全く議員はナシのつぶてというか、ファクスで送られてきた文書だけで見ているということで、3月31日に専決をやるのであれば、私はそこで災害も含めて、今回は臨時議会を開くべきじゃなかったかというふうに思うんですよ。毎年のは、それはしょうがないにしても、これは、私は今回だけは被災地のこと、いろんなことを考えれば、八街市の問題もあるわけですから。財政上もそうですけれども、やはり専決ではなくて臨時議会を開いて、私はそういうふうにやるべきじゃなかったかなというふうに思うんですけれども、市長は突然ですけれども、どういうふうに考えますかね。

○市長（北村新司君）

専決処分の考え方について申し上げますと、この権限はもともと議会に属する権限でありまして、一定の場合に限って長がかわって行うことができるというものでございます。その判断は私の裁量に属するところでありますけれども、私も議会出身者でございます。そうしたことを考えながら、慎重に運用すべきものと考えておりますので、決して濫用することになっていないと考えております。

○右山正美君

まさに、今、市長が言われたとおり、まして東日本大震災の中で動向が、あっち行こうか、こっち行こうか、どうしようかというところの中で、やはり専決されたわけですよ。ですから、その辺を含めると、やはりしっかりと議会を開いて臨時会を開いて、やはりそういう中で論議と、そして被災地の思いを、この議会の中で論議すべきじゃなかったかなと。今後もあり得ることですから、ぜひ、その辺については、しっかりと専決だけでなく、臨時議会も含めて考えていただきたいと、このように申し上げておきます。

次に、議案第4号でございます。これは、地方税法の一部改正ということで、東日本大震災によって、住宅や家財について生じた損失について、次の措置をするということで、雑損控除の適応ということでございます。

この第4号については、個人住民税、これが雑損控除として控除できますよということでございますけれども、この条例で八街市はどれぐらいの人たちが、適応になるのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

雑損控除の特例措置の適応になる人数ということでございますけれども、今回の地震に関連をいたしまして、41件の罹災証明書を交付してございます。したがって、この41件については、雑損控除の対象となるというふうには考えておりますけれども、現在のところ市への問い合わせは、まだ、2件程度ということでございまして、これは所得税の申告時期を過ぎておりますので、実際の手続については、税務署で行うということになります。税務署の方を確認したところでは、このことに関して、いわゆる請求は受けていないということで確認をしております。

○右山正美君

ぜひ、広報等でも、こういう今は議会中ですから、議会で議決されれば、当然、広報かホームページに載せると思いますが、広く雑損控除ができますよと、そういったことも含めてやっていただきたいと思いますが。

次に、固定資産税とか、都市計画税、こういったことでは、平成24年から平成33年、課税標準の特例措置を適応するということになっていますが、これは今日、専決処分されてきているわけですが、これは、その間に例えば10年間というのも何なのかなというふうに思うんですけれども、例えば、その年度内に地震があった場合に、これが適応されるかということが、問題になると思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ないですが、質問の趣旨が、私の方で理解できておらないのですが、この特例措置については、あくまでも東日本大震災により被災した住宅用地ということでございますので、そのような答弁が的確であるかどうかは、わかりませんが、私の方では、そのような形でご答弁を差し上げさせていただきます。

○右山正美君

そうじゃないでしょう。地方税法上だから、東日本が震災ということで限定されているわけじゃないでしょう、これ。地方税法ですから。国の法律ですよ。国の法律だから、例えば10年の間に八街で被災した場合にはどうなのかと。それが、適応になるのかどうかというのを聞いているんですよ。税法上ですから、これは限定はされないと思いますよ。

○総務部長（浅羽芳明君）

付議案の10ページにございますように、第22条というところでございますけれども、表題のところに、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適応を受けようとする者がすべき申告等というふうに記載してございます。私どもとしては、あくまでも地方税法の改正ということではございますけれども、東日本大震災に係るものというふうに理解をしております。

○右山正美君

そうですと、雑損控除というのは、風災害によっても、あるいは空き巣に入られても、そういった雑損控除というのはできるんですよ、今でもね。できるんですよ、地方税法上はね。だから、私は東日本大震災だけのものに限っていくのかという、不思議でならないんだけれども、それはいいですよ。こっちで、また調べていきますけれども、限定されてくると

なると、これはあくまでも、東日本大震災の適応ということになってくるというふうに。では、こちらでも再認識をしておきます。わかりました。

次に、第5号であります。これも専決されたわけですが、85万円の寄附金、35万円の繰越金ということで、歳入歳出の補正について、この中身について、これは寄附金というふうにあります。一般寄附金、そういったものを使う、あるいは前年度繰越金というふうに、35万円となっていますけれども、その中身と、その運用について、まず伺いたいと思います。

○財政課長（吉田一郎君）

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

17款寄附金につきましては、震災に係るということでした、一般寄附金でございます。繰越金につきましては、平成22年度に寄附採納されました、やはり震災に係る一般寄附金でございます。

○右山正美君

では、震災で寄附をいただいた金額が、前に35万円あって、それも入れて85万円でトータル120万円ということでもありますけれども、この金額では足りるのかという問題と、あと、個々被災している人たちが八街市に来ているわけですが、1人頭どのくらいなのか。また、それは何カ月、助成金もどのくらい助成をしていくのか。その辺についてはどうでしょうか。

+

○財政課長（吉田一郎君）

これにつきまして、もし、不足した場合につきましては、市の一般財源の方で対応することになります。

また、制度的につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、一世帯当たり2万円、6カ月ですね。2分の1、もしくは2万円で低い方ということで、今の6カ月の10件ということで、一応、120万円の方を計上させていただいております。

○右山正美君

これは、やはり限定されたものでありまして、家賃の補助ということで、一世帯2万円、それを6カ月、助成をしていくと。担当課の人に話を聞いたら、大体6カ月ぐらいで、何とかなんじゃないかなというふうな話も聞いたわけですが、今度の被災の状況が本当に原発もそうですけれども、本当に6カ月で解決するのかという問題を考えますと、本当にそういう状況では、私はないんじゃないかなというふうに考えますし、また、震災募金なんかも、どんどん集まっておりますし、ぜひ、延長、延期というものは、出てきた場合には、やはりそういったもので、今後とも対処をしていただきたいと、こういう具合に希望を申し述べておきたいと思います。

次に、最後になりました。議案第8号でございます。

これは、スポーツ振興審議会の条例の改正をする条例の制定でございます。私は、この審議会のあり方というものと同時に、いろいろ野球場の基金の問題とか、いろんな基金を作り

ました。だけど、基金を作ったけど、やはり魂が入っていないんですよ。というのは、ただ、作っただけであって、そこに少しずつ入れるだけで、やはり市民に広くアピールしていく、訴えていく。私は、このことが大変重要じゃないかなというふうに思うんですよ。まして、審議会についても、住民参加、住民がもっともっと市のことに関わってほしいということで、議員が審議会に入らなくて、市民の方々に大いに入っていて、そして、その中で論議をしていくという立場からすれば、私はもっともっと運用をよくしなきゃいけないと思うんですけども、このスポーツ振興審議会においては、やはり事後承諾とか、結局決まったことを後で報告だけなんです。私も16年前から審議会の委員でしたけれども、結局、決まったことを報告だけです。その審議会の中には専門家がものすごいいるんですよ、プロ中のプロが。だから、八街は作ればいいやという形で、競技もできない、国体もできない、そういったものしかできていないんですよ、はっきり言って。スポーツプラザの体育館も、わずか何十センチ、そういった観客席も構造上だめだとかということで、国体の競技もできない、普通の一般の競技もなかなかできない。トラックなんかも、やはりもったいない状況で、野球場もそうでしょう。ちょっと足りないということで、競技に使えない。やはり、こういった問題、私はスポーツ振興審議会だけで言いませんから、ほかの審議会もそうですよ。やはり形骸化してはだめだと思うんですよ。やはり、審議会の中で、今度は市民の方が入ってくるわけですから、もっともっと、その中で論議を深めていく必要があると思いますよ。私は、その審議会のあり方について、教育次長も新しくかわって、中身的にあまりわからないと思うんですけども、まず、その審議会のあり方について、今後とも抱負を入れていただいて、どういうあり方にしていくのか、その辺も含めてお話を聞きたいと思いますけれども。

○教育次長（長谷川淳一君）

スポーツ振興審議会につきましては、本市のスポーツ振興を推進するということからも、大変重要な審議会だというふうに考えております。ただいまのご質問で、大變形骸化しているというようなことでございましたけれども、市民が利用しやすいスポーツ施設、整備をどのようにしていくのか。また、多くの市民が参加できるような環境をどのように整えていくのかというようなことにつきまして、ご審議いただいているところでございまして、委員の皆さんは、しっかりと受け止めてまいりたいというふうに考えております。また、参考にさせていただきたいというふうに思います。

○右山正美君

それで、もう一つ苦言は、この審議会の中で、委員の定数が12だったものが10にするわけでしょう。2というのは、これは議員の数だと思うんですよ。これ、2を外しちゃったら、一般の市民の方は入っていけないんですよ、これは。審議会の中の人たちは、体育協会とか、いろんな専門家の体育に関係のある人はいっぱい入っているんですよ。やはりこれは定数12を10にしていくという、それはやはり一般市民も入って、それで論議していかないと、そういうところに、やはりこの審議会のあり方という問題も出てくるんじゃないかな

というふうに思うんですよ。ですから、これから、開かれた議会にしていける。もっとも市民の方が市政に携わってくる、そういう窓口を議会としても広げてきたのが、議案第8号からの中身なわけですから、ぜひ、その辺のことについても、委員数についても、ぜひ、検討を。どういう理由で、そういう定数にしたのか、その辺についてもお伺いしたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうかね。

○教育次長（長谷川淳一君）

今回の改正におきまして、12人から10人に2人減らしたというところでございますけれども、これにつきましてはスポーツ振興審議会を設置している他市の状況、これを踏まえまして、四街道市、また、印西市が設置しているわけでございますけれども、そちらも両方とも10人というような規定で、特に支障ないというような状況だということを聞いております。そういうのを踏まえまして、今回、2名の減という形をとったわけでございます。

また、今回、議員ですとか、あと市立中学校の教職員という充職を審議会のメンバーに入っていたいたわけでございますけれども、その充職を廃止いたしまして、よりスポーツに関心がある、また、熱意のある委員を多く選出するということで、活気ある審議会にしていきたいというふうに考えております。

○右山正美君

言っていることが、支障はないと言ってみたり、充職といいますか、議員はこれは充職じゃないですね。一般の方といいますか、やはり精通した学識経験者、そういう方たちは、やはり重んじなきゃいけないと思いますよ。そういう人たちを煙たがるようでは、しょうがないと思いますし。だから、支障がないんじゃないかと、やはり我々が議員が退いた理由というのは、やはり市民参画、市民の方々が市政に少しでも携わりを持って、もっと活性化させていくというのが目的ですから、その辺のところをよく酌んでいただきたいと思いますし、ぜひ、この審議会が議員が入っていないで、そして一般の市民の方々が大いに、この八街市を考えていただくという場が広がったわけですから、その辺を十分、汲み取っていただいて、市政が活発化されることを望んで、私の質問を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第14号、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規則に関する条例の一部改正について、お伺いするものであります。

まず、期限についてなんですが、この条例改正にあたっては、7条、8条、27条、32条で期限を定めてというような改正があるわけですが、どのような経緯で、こういった期限を定めてということが必要になったのか。その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の改正につきましては、旧の条例というか、この条例の中では罰則規定がございます。これに伴いまして、条文の中で、直ちにとか、遅滞なくというような、曖昧な表現がございました。この罰則規定に照らし合わせますと、検察庁との協議を行った中で、この遅滞なく、あるいは直ちにというような、曖昧な表現の条文では、該当できないというようなことがございまして、それで、検察との協議が整いましたので、このような条文とさせていただいたということでございます。

○丸山わき子君

それで、その期限を定めてというのも、かなり曖昧じゃないかなというふうに思うわけなんです。その辺については、なぜ、もう少しはっきり日にちを入れられなかったのか。その辺はどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この期限を定めてということになった経緯につきましては、土砂の埋立て等につきましては、現場によりまして、現場の範囲や、あるいは土砂の量、さまざまな状況がございます。それで、ここでこの状況等を考えますと、その現場の状況に合わせた期限を定めて指導、あるいは措置命令をすることが望ましいということで、このような条文とさせていただいたところでございます。

○丸山わき子君

確かに現場の状況に合わせてというようなことでありますが、大変、遅滞なくというところと、あまり変わらないんじゃないかなというふうに思うわけですね。確かに現場の実態、状況はあろうかと思いますが、これは、即違反しているものであれば、是正しなくてはならないわけですから、私は、この点ではもっと厳しく日数を明らかにしておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと、一層の規制強化、見直しをしていただきたいというふうに思っているところなんです。平成17年度に施行して以来、実際とそぐわない面も出てきているのではないかなというふうに思うわけですが、その辺については、担当課としては把握されているかどうか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

実態にそぐわないということについては、私もどのような内容なのかについては、把握してございません。

○丸山わき子君

例えば、条例施行規則の6条5項に、埋め立てをするにあたって、近隣の住民の承諾、これは100メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から、その同意を得るという規則があるわけなんです。実際には、これは機能が果たせていないんじゃないかなということなんです。西林で埋め立てが、この間、何回かあったわけですけども、一番西林の奥、本当に近隣の住民が少ないところですね。その山林に対して埋め立てをします。車が通るのは、西林の真ん中を堂々と通っていくわけですね。そういう道路、沿線の皆

さんは、大変不安なわけですよ。そういう皆さんには、全く話がない中で、「はい、説明会です」と、そういうことが多々あったわけですね。住民の皆さんは、その計画ができ上がってしまっていると、何も言えないわけですね。そういう意味では、もっとこういう規制のあり方というのを見直す必要があるんじゃないかなと。大変、住民の皆さんからも、おかしいんじゃないかというようなことで、不安の声も上がっております。ぜひ、そういう点では、今後検討していただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ご指摘のとおり、現在の条例ですと、事業区域から100メートル以内の8割の同意ということになっておるわけですが、これは、距離を例えば広範囲にするということなことも1つの方法かとは思いますが、例えば農地を所有している農家の方が、自分の農地の低いところを埋めて、使いやすい農地造成をしたいという場合に、八街の今の環境を考えますと、小規模の住宅地が点在する。このような状況の中で、例えば、これを300メートルというふうに広げた場合に、なかなか農地造成もまかりならぬというような同意をとることは、なかなか難しいというようなことも、1つあるわけです。

ですから、この範囲を広げることによって、一部のそういう業者、あるいは悪質な業者には効果的なかもしれませんが、その辺の範囲を広げることによる弊害も考えなければいけないと。ただ、地元説明会とか、そういうような面に関しては、今後、内容を検討させていただきたいと。ただいま言われましたように、全部が終わって、後から知るというようなことを防ぐための方策については、同意のみならず、ほかの方法が可能なかどうか、検討させていただきたいと思います。

○丸山わき子君

農地と山林を埋め立てするというのは、また、目的がいろいろと違うと思うんですね。ですから、ある程度限定をして、住民にもっと広く知らせ、住民と一緒に地域を作っていくという、そういう対策が必要であろうかというふうに思います。そういう点での見直しを、ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

次に、議案第15号について、これは、一般会計の補正予算であります。

私、この補正予算を見まして、大変愕然といたしました。あれだけ大きな東日本大震災があった後、八街市の補正予算はこれでいいのかと、大変不安に思いました。やはり、今回の補正予算のあり方としては、実際の被害に対する手だて、これは確かに予算に計上されました。公民館の天井であるとか、東小学校の水槽に対する、その手だてが予算化されたという点では、それは当然のことなんですが、災害を減らすためにどうしたらいいのか。そういった姿勢が全く見られないということですね。

この一般質問の中でも、本当に問題が明らかになったと思います。例えば、備蓄倉庫、14カ所ありますといっても、その備蓄内容は本当にお粗末な状況ですよ。1カ所900食の主食が必要だと。そのように担当者は言われました。900食はないわけですよ。それとか、諸施策の充実、例えば、ひとり暮らしの高齢者、あるいはお年寄り世帯が、約2千3

00世帯あるのにも関わらず、こうした高齢者に対する施策がない。今までの地震でも家具の転倒による、けがや死亡、5割近くを占めているわけですね。日中、家で過ごす高齢者対策としては、やはり家具転倒の金具を止める。本当にわずかなことで、その転倒を防止することができるわけです。そういった施策に対しても、社会福祉協議会がやるようですからと、そういう答弁なんですね。社会福祉協議会のやる、家具転倒防止の対策は、ほんの一部の高齢者世帯に限られているという状況です。

それから、56年度以前に建てられた家屋、これは耐震化が必要であるというような家屋が9千棟あるわけですが、これに対する対応。平成27年度までには、耐震化率を目標90パーセントと。計画書ができているのにも関わらず、やはりこれも無理だと。そういう声が今回の一般質問の中で、当局から上がっているわけですね。なぜ、こういったところに、今回の補正予算の中で、きちんとして八街市の実態を反映しなかったのか。大変残念であります。

それから、先ほども出ておりましたが、学校の耐震化、まずは朝陽小学校だと。その後、東小学校、川上小学校、交進小学校、これは順番はどうか、わかりませんが、順次実施していきますと。本当にこういう状況でいいのかどうか。学校というところは、子どもたちが生活しています。また、避難所にもなる場所です。そういうところを順次整備していきます。その程度の防災対策でいいのかどうか。その辺について市長はいかがでしょう。

+

○市長（北村新司君）

大変、私も常日頃、子どもたちのことについては、丸山議員と同じぐらいの気持ちでございすけれども、先ほど教育委員会からお話がありましており、まずは、朝陽小学校の校舎改築に取り組みたいと思っているところでございます。そして、その中で今回の3・11の大震災発生の折から、延べで災害対策本部会議を25回開催いたしまして、るる、対応してまいったところでございます。

そうした中で、今回、まだ総括等をしておりませんが、その総括を行う段階で、新たな地域防災の計画を立てまして、その中で八街市の方針性を定めまして、今、丸山議員が申しあげましたようなことも含めまして、対応してまいりたいと、そう思っております。

○丸山わき子君

特に学校の問題ですね。朝陽小学校を終えて、26年、それ以降になるということですね。文部科学省は、2015年までに学校の耐震化を終わらせると、こういう方針を出しているわけです。八街市は随分のんびりしていますよね。朝陽小学校が終わってからだと。文部科学省の方針とは全然違ってきちゃっている。文部科学省でさえ、必死に何とかしなくちゃならないという方針に取り組もうと、こういう方針を出してね。教育委員会は、こういった文部科学省の方針を受け止めているのかどうか。こういう文部科学省の方針を受け止めていれば、もう今年度からでも進めなければならないんじゃないのというふうに思うんですよ。これは、順次ではなくて、即取り組まなければならない問題だと思いますが、教育委員会はどんなふうに考えておりますでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

文部科学省のその通達というものは知っております。それで、担当課とこういうふうに2015年度までに進めなくてはならないという文部科学省から出されてきているけれども、どのように進めていこうかというように、今、話をしております。そして、先ほど朝陽小学校をまずやってという計画がありますので、その中で、さらにそういう文部科学省の提言を受けながら担当課と詰めていきたいと、そんなふうに考えております。

○丸山わき子君

朝陽小学校は、もう長いこと危険校舎ということで指定されておりました、日本共産党も即対応しなさいということを指摘してまいりました。やはりそういった点では、危険であるということがわかっていて、後延ばしにしていくということほど、責任が問われることはないと思うんです。やはり朝陽小学校と同時に、これは文部科学省の方針どおり、毎年1校ずつやったら、やっと終わるような状況なわけですから、本当に後回しにしないで、もっと計画を手前にして、朝陽小学校と並行して何よりも最優先にして、子どもたちの安全を守る、命を守るという、その政治を貫いていただきたいというふうに思います。

それでは、9ページ、先ほども小高議員の方から榎戸駅についての質問がございました。この榎戸駅の東口につきましては、泉台ができたときに、もうすぐ東口ができますよと、そんな宣伝がある中で、泉台の開発がなされ、そして多くの方々が東口ができるならと、そういう気持ちで購入されたということを住民の皆さんから聞いております。やっとな、この東口の開設ができるという、明るい明かりが見えてまいりました。

そこでお伺いいたしますのは、先ほどの説明もいただいたところですが、どうも、私は理解できないのは、位置であるとか、形状であるとか、用地であるとか、こういうものを計画を作っていくのに、委託しなければ作れないものなのかどうか。それとも、もっと計画が進んでいて、全体計画がある程度でき上がっているから、こういう基本計画作成業務の委託をするのか。その辺がどうも見えないんです。全体計画というのが、どのようになっているのか。その辺もちょっと見えてこない。その辺については、担当課はどんなふうにお考えでしょうか。

○都市整備課長（金崎正人君）

まず、委託の必要性ということでございますが、その前に全体計画というようなことがございました。議員の質問の中にありましたように、東口の開設につきましては、住民の方が望んでおられるということは重々承知しておりますが、この中で現実的に駅の開場といいますか、どういう形にしようかというものの全体の計画というものは、現段階ではございません。というのは、駅を当然、管轄されますJRの意見を踏まえた中で、ある程度計画を立てなきゃいけないだろうと。ある意味でいいますと、東口の開設という大きな目的はございますが、細かにといいますか、計画として、どのような形のものがいいかというものの計画はございません。

そこで、JRと東口の開設につきまして、長年、市の方がJRと協議をした中で、JRの

方も以前は東口の開設につきましては、ある意味ではまかりならないというような中から、昨年度の暮れ、今年の1月頃になりまして、ある程度、東口の開設について前向きなご意見をいただいてきておると。そういう中で、実際にどういうものを計画して作っていかねばいけないかという部分につきまして、やっと協議のテーブルに乗るというような状況になってきております。そこで、ここの計画、先ほど議員の方にお答えしましたように、位置、それとどういう施設、そういうものにつきまして、これはJ Rと協議しながら、ある程度まとめていくということになります。そういうものを計画として今回作っていきたいと。その中で、用地も含めてそうですが、ある程度、実質的に作らなきゃいけないということになってきますと、当然、用地も現在、市のある程度、例えば道路用地だとか、そういう部分で足りるということではありませんので、そういう用地も踏まえて、この位置、また、J Rの意見等を踏まえて計画を作っていきたいということで、今回、委託をしていると。その委託にあたっては、今言いましたようにJ Rとの協議、また、場合によっては、その構造的なものが必要になってくると。そうしますと、なかなか市の職員だけでJ Rとの協議だとか、ある意味では概算事業費等を作成するにしても、非常に難しいという状況で、今回委託ということにさせていただきたいということで、計上させてもらっております。

○丸山わき子君

この榎戸駅に関しましては、東口、それからエレベータになるか、エスカレータになるか、よくわかりませんが、そこだけに対応しないで、いま少し、どうせやるならば、もう少し、その計画を広げていただきたい。というのは、この間、ホームに屋根を付けていただきました。ところが、ホーム全体にはございませんで、本当に部分的なんですね。乗降客の皆さんからは、本当に困ると。雨のときはホームで傘を差していて、その傘をすぼめて電車に乗らなきゃならないと。本当に超満員のときには、ほかの皆さんに迷惑をかけると。そういう点では、屋根を付けていただきたいんだと、そういう要望も上がっております。

ですから、今回のこのJ Rと進めようとしている東口の開設に関しては、そういった利用者の皆さんの利便をもう少し図るという、その立場に、ぜひ、立っていただきたいなど。そういうことも含めて検討いただきたいというふうに思うわけですが、これも市長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

この榎戸駅の東口の開設につきましては、長い間の市民の要望でございます。そのことを踏まえまして、今回、補正予算に計上したところでございますけれども、これからの進捗につきましては、多くの市民の皆様のご意見を拝聴しながら進めてまいりたいと思いますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○丸山わき子君

ぜひ、今、多くの皆さんの声をということをおっしゃいました。ぜひ、部分的なところで終わらないで、榎戸駅全体が利用しやすい、そういう駅にさせていただくために、ぜひ、お力を注いでいただきたいと思います、このようにお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

ます。

○議長（古川宏史君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

お諮りします。議案第2号から議案第5号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号から議案第5号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。

（休憩 午前11時21分）

（再開 午前11時30分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第５号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第５号は承認されました。

ただいま議題となっています、議案第６号から議案第１５号及び請願第２３－２号、請願第２３－３号を配付してあります議案付託表のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、議会運営委員会及び各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第２、休会の件を議題とします。

明日、６月１０日から１６日までの７日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

６月１０日から１６日の７日間を休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

６月１７日は、午前１０時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

午前１１時４０分から、議員親睦会総会を開催しますので、議員控室にお集まりください。議員親睦会総会後に議会運営委員会を開催します。

ご苦労さまでした。

(散会 午前１１時３４分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第15号

請願第23-2号、請願第23-3号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

.....

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度八街市一般会計補正予算）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度八街市一般会計補正予算）

議案第6号 八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市就学区域審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市住所の表示方法に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 八街市上水道委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

請願第23-2号 八街市議会全員協議会会議の公開を求める請願

請願第23-3号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願

+